

電気需給約款（低圧）新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>22 料金の払込み</p> <p>(1) お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社または当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下、「債権回収会社」といいます。）が作成した払込書により、次のいずれかの<u>方法で現金によりお支払いいただきます。</u></p> <p>イ <u>当社が指定した金融機関またはコンビニエンスストア等（以下、「金融機関等」といいます。）における収納制度を利用した支払い</u></p> <p>ロ <u>当社の営業所等における支払い</u></p> <p>なお、当社が指定した債権回収会社が作成した払込書により、金融機関等で収納制度を利用してお支払いいただく際には、所定の手数料をご負担いただく場合があります。</p> <p>(2) お客さまが、料金を払込みの方式により支払われる場合は、料金の払込みを受けた金融機関等により、当社が指定した金融機関等に払込まれたとき、<u>または当社の営業所等において支払がなされたときに、当社に対する支払いがされたもの</u>といたします。</p>	<p>22 料金の払込み</p> <p>(1) お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社または当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社が作成した払込書により、次の<u>いずれかの場所（以下、「金融機関等」といいます。）</u>でお支払いいただきます。</p> <p>イ 当社が指定した金融機関</p> <p>ロ <u>当社が指定したコンビニエンスストア等</u></p> <p>なお、当社が指定した債権回収会社が作成した払込書により、金融機関等で収納制度を利用してお支払いいただく際には、所定の手数料をご負担いただく場合があります。</p> <p>(2) お客さまが、料金を払込みの方式により支払われる場合は、料金の払込みを受けた金融機関等により、当社が指定した金融機関等に払込まれたときに、<u>当社に対する支払いがされたもの</u>といたします。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
<p>附則</p> <p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、<u>2019年10月1日</u>から実施いたします。</p>	<p>附則</p> <p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、<u>2020年4月1日</u>から実施いたします。</p>	<p>(変更)</p>